

静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第13号

静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年静岡県条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病が確定した日において、その者について定められていた報酬の額を基準として、実施機関が知事と協議して別に定める額</p> <p>(4) 報酬が日額以外の方法によつて定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が知事と協議して別に定める額</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病が確定した日において、その者について定められていた報酬の額を基準として、実施機関が知事と協議して定める額</p> <p>(4) 報酬が日額以外の方法によつて定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が知事と協議して定める額</p> <p>(5) <u>給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が知事と協議して定める額</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 改正後の静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。